

鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症まん延の長期化により経営に多大な影響を受けた市内中小企業が環境の変化に対応した新たな事業の創造を通じて経営力の強化及び事業の再構築を行うことを促進し、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項第1号から第5号までに規定する中小企業者のうち、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社又は個人事業主をいう。ただし、日本標準産業分類（中分類）による農業、林業、漁業又は水産養殖業に属する事業を主たる事業として営む者を除く。
- (2) 市税等 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料及び下水道受益者負担金をいう。
- (3) 商工団体 鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、鳥取市南商工会及び鳥取県中小企業団体中央会をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業であって、事前に商工団体の確認を受けたものとする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす別表第1の第2欄に掲げるものとする。

- (1) 本市に主たる事業所を有する者であること。
 - (2) 市税等を滞納していない又は市税等の未納部分の徴収猶予許可を受けている者であること。
 - (3) 本補助金の申請前直近1年間のうち、任意の3月の売上高の合計が、平成31年1月以降の期間におけるいずれかの同3月の売上高の合計と比較して20%以上減少している者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。
- (1) 自己又は自社の役員等が鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (2) 事業の実施により関係法令に抵触する者

- (3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業を行う者
- (4) 公序良俗に反する事業を行う者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する別表第2に掲げる経費（ただし、消費税及び地方消費税を除いた額）とする。

- 2 補助対象経費は、交付決定の日以後に支出したものに限る。ただし、令和4年2月21日時点で県内企業多角化・新展開応援事業補助金交付要綱（令和3年2月1日施行）の適用を受け、交付決定を受けているものにおいては、当該交付決定の日から本補助金の交付決定の日までに支出した費用を含む。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を限度額とする。

- 2 前項の規定により算出した額が5万円未満となる場合は、本補助金の対象としない。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第3号）
- (4) 鳥取市中小企業事業再構築支援事業に関する確認書（様式第4号）
- (5) 直近2期の決算書の写し
- (6) 売上高の比較対象となる月の売上高実績が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第3号に掲げる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業実績がわかる書類、図面、写真等
- (4) 支払に係る証憑書類等の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（事業状況報告）

第12条 本補助金の交付を受けた者は、前条第1項による報告の日から1年を経過した日から30日以内に鳥取市中小企業事業再構築支援事業に係る事業状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助率	4 限度額
<p>新型コロナウイルス感染拡大による環境の変化に対応した新たな事業の創造による事業再構築につながる取組であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新分野への進出</p> <p>(2) 事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く。）</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発</p> <p>(4) その他事業内容が事業再構築につながるものとして特に市長が認めたもの</p>	<p>事前に商工団体の確認を受けた事業計画を実施する中小企業者</p>	<p>補助対象経費のうち 200万円以下部分 × 1 / 4</p>	<p>50万円</p>
		<p>補助対象経費のうち 200万円を超える部分 × 1 / 2</p>	<p>50万円</p>

別表第2（第6条関係）
補助対象経費

区 分	科 目	摘 要
F S 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査、マーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築又は事業実施方法転換等への助言を外部専門家へ依頼する経費
商品開発費・事業転換に要する経費	機械器具費	機械器具又は消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費 ※開発研究等に要するもののみ（販売するもの及びその原材料は対象外）
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
	開発・事業転換費	新商品（役務）開発、事業実施転換検討を自社で行う経費
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂又は広告掲載に要する経費
共通経費	旅費交通費	事業実施に必要な移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	設備導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の市内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他の費用		その他事業の継続又は持続的発展に要する費用で、市長が必要と認める経費

※人件費は対象外とする。

※事業実施に当たり付随的に支出する消耗品費は対象外とする。